令 和 ４ 年 度

勝山市 財政健全化審査意見書

ならびに

勝山市 経営健全化審査意見書

勝 山 市 監 査 委 員

勝 監 発 第　７１号
令 和５年８月２１日

勝山市長　水上　実喜夫　様

勝山市監査委員　藤　村　敏　夫

勝山市監査委員　帰 山　寿　憲

令和４年度勝山市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により審査に付された、令和４年度健全化判断比率とその算定基礎事項を示す書類について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

勝 監 発 第　７２号
令 和５年８月２１日

勝山市長　水上　実喜夫　様

勝山市監査委員　藤 村 敏 夫

勝山市監査委員　帰 山 寿 憲

令和４年度勝山市公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により審査に付された、令和４年度公営企業会計決算における資金不足比率とその算定基礎事項を示す書類について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

目　　次

１　令和４年度勝山市財政健全化審査意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
〃　審査資料・・・　３

２　令和４年度勝山市水道事業会計経営健全化審査意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
〃　審査資料・・・１０

３　令和４年度勝山市下水道事業特別会計経営健全化審査意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
〃　審査資料・・・１２

４　令和４年度勝山市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
〃　審査資料・・・１４

令和４年度　勝山市 財政健全化審査意見書

１　審査の対象

令和４年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２　審査の期間

令和５年７月６日から令和５年８月21日まで

３　審査の方法

審査に付された令和４年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４　審査の結果

（１）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（%）

健全化判断比率	令和４年度	早期健全化基準	令和３年度	令和２年度
①　実質赤字比率	－ （△8.19）	14.02	－ （△5.91）	－ （△4.21）
②　連結実質赤字比率	－ （△20.34）	19.02	－ （△17.67）	－ （△16.84）
③　実質公債費比率	8.8	25.0	8.4	8.5
④　将来負担比率	43.1	350.0	58.0	79.8

（注）１　実質赤字比率及び連結実質赤字比率が黒字の場合、「－」で記載している。
　　２　参考として、（　）内に黒字の比率を負（△）の値で表示している。

（２）個別意見

①　実質赤字比率について

令和４年度の実質収支は、581,447 千円で、実質赤字比率は、△8.19％となっている。前年度△5.91％と比べ 2.28 ポイント改善し、黒字の割合が増加している。

早期健全化基準 14.02％と比較して、これを大きく下回り、良好な状態である。

②　連結実質赤字比率について

令和４年度の連結実質収支は△1,443,865 千円で、連結実質赤字比率は△20.34％となっている。前年度△17.67％と比べ 2.67 ポイント黒字の割合が増加している。

早期健全化基準 19.02％と比較してこれを大きく下回り、良好な状態である。

③　実質公債費比率について

令和４年度の実質公債費比率の３カ年平均は 8.8％となり、昨年度より 0.4 ポイント悪化した。令和４年度の単年度実質公債費比率は、10.03568％と前年度 7.78671％と比べ 2.24897 ポイント悪化している。

早期健全化基準 25.0％と比較してこれを下回り、良好な状態である。

④　将来負担比率について

令和４年度の将来負担比率は 43.1％となっている。前年度 58.0％と比べ 14.9 ポイント大きく改善している。

早期健全化基準 350.0％と比較してこれを下回り、良好な状態である。

（３）是正改善を要する事項

特に改善すべき事項はない。

（４）意見・要望

昨年に引き続き、健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っており良好な状態を維持している。その比率については、実質公債比率以外は前年度に比べ改善している。今後も健全な財政運営に努力されたい。

令和４年度の決算においては、法人市民税や個人市民税が増額し、市税全体では前年度と比べ 2 億 37 百万円増の 29 億台となった。人口減少に歯止めがかからない中、税収が増えたことは評価できる。引き続き経常経費の抑制に努めつつ、自主財源の確保に努める必要があると思われる。

今後事業を実施していく中で、一般財源の大幅な増収が見込めない状況であることから、引き続き事業の効率化と厳選を図り、計画性のある市債発行管理や更なる行財政改革の推進等により一層の財政健全化に努められたい。

審査資料

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計（育英資金特別会計、市有林造成事業特別会計）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

（単位：千円、%）

区　分		令和４年度	令和３年度	令和２年度
①一般会計等実質赤字額		△ 581,447	△ 436,302	△ 298,992
②標準財政規模		7,095,195	7,370,752	7,100,201
	標準税収入額等	3,281,117	3,168,556	3,361,241
	普通交付税	3,716,178	3,830,869	3,445,722
	臨時財政対策債発行可能額	97,900	371,327	293,238
③実質赤字比率		－	－	－
		(△8.19)	(△5.91)	(△4.21)
早期健全化基準		14.02	13.93	14.01
財政再生基準		20.0	20.0	20.0

実質赤字比率及び勝山市の早期健全化比率は以下により算定される。

※実質赤字比率算定式

$$\boxed{\text{③ 実質赤字比率}} = \frac{\boxed{\text{① 一般会計等実質赤字額　△581,447 千円}}}{\boxed{\text{② 標準財政規模　7,095,195 千円}}} \times 100 = △\ 8.19$$

※勝山市実質赤字比率早期健全化基準算式

◎標準財政規模 50 億円以上 200 億円未満の団体

［{（標準財政規模＋100 億円）／（30×標準財政規模）}×100＋20］／2

［{(7,095,195 千円＋100 億円)／(30×7,095,195 千円)}×100＋20］／2＝14.02

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等（普通会計）、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の会計及び公営企業会計を合算した実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

（単位：千円、％）

会　計　名			実質収支額及び資金不足・剰余額		
			令和４年度	令和３年度	令和２年度
①	一般会計等（育英資金・市有林含む）		△ 581,447	△ 436,302	△ 298,992
②	特別会計のうち公営企業以外の特別会計	国民健康保険特別会計	△ 811	△ 8,350	△ 24,369
		介護保険特別会計	△ 46,260	△ 27,296	△ 36,701
		後期高齢者医療特別会計	△ 266	△ 655	△ 341
③	公営企業	水道事業会計	△ 815,081	△ 829,983	△ 835,775
④	公営企業法非適用	下水道事業特別会計	0	0	0
		農業集落排水事業特別会計	0	0	0
連結実質収支額等 (①+②+③+④)　⑤			△ 1,443,865	△ 1,302,586	△ 1,196,178
標準財政規模　⑥			7,095,195	7,370,752	7,100,201
連結実質赤字比率　⑤／⑥×100			－	－	－
			(△20.34)	(△17.67)	(△16.84)
早期健全化基準			19.02	18.93	19.01
財政再生基準			30.00	30.00	30.00

※連結実質赤字比率算式

$$\text{連結赤字実質比率} = \frac{\text{連結実質赤字額⑤　△1,443,865 千円}}{\text{標準財政規模⑥　7,095,195 千円}} \times 100 = △\ 20.34$$

※勝山市早期健全化基準は、実質赤字比率の基準額に5%加算した数値となる。△は黒字を表す。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、直近３年間の平均値で算出される。

（単位：千円、％）

区　　分		令和４年度	令和３年度	令和２年度
①	地方債の元利償還金(公債費充当一般財源等)	1,202,336	1,184,368	1,123,809
②	準元利償還金	459,878	400,332	504,781
	満期一括償還地方債の１年当たり元金償還金	0	0	0
	公営企業に係る地方債償還金	459,878	400,332	392,156
	一部事務組合に係る地方債償還金	0	0	112,625
③	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（控除）	919,577	962,335	977,709
④	特定財源（控除）	122,873	123,360	122,035
⑤	標準財政規模	7,095,195	7,370,752	7,100,201
⑥	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（控除）	919,577	962,335	977,709
実質公債費比率（単年度）		10.03568	7.78671	8.63776
実質公債費比率（3カ年平均）		8.8	8.4	8.5
早期健全化基準		25.0	25.0	25.0
財政再生基準		35.0	35.0	35.0

※連結実質公債費比率（R4 単年度）算式

$$\frac{\text{地方債の元利償還金①}\ 1{,}202{,}336\text{ 円} + \text{準元利償還金②}\ 459{,}878\text{ 千円} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額③}\ 919{,}577\text{ 千円} - \text{特定財源④}\ 122{,}873\text{ 千円}}{\text{標準財政規模⑤}\ 7{,}095{,}195\text{ 千円} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額⑥}\ 919{,}577\text{ 千円}} \times 100 = 10.03568$$

※連結実質公債費比率（３カ年平均）算式

$$\frac{10.03568\ (R4) + 7.78671\ (R3) + 8.63776\ (R2)}{3} = 8.8$$

④ 将来負担比率

将来担比率は、一般会計等が将来負担する実質的な債務の標準財政規模に対する比率である。一般会計（普通会計）、公営企業会計、一部事務組合及び広域連合、土地開発公社等を対象とするものである。

（単位：千円、％）

区　分			令和４年度	令和３年度	令和２年度
①	将来負担額		19,389,468	19,718,119	19,968,081
	地方債残高		12,179,541	12,552,658	12,588,359
	公営企業債等繰入見込額		4,698,605	4,647,143	4,788,811
	組合等負担等見込額		2,884	0	0
	退職手当負担見込額		2,508,438	2,518,318	2,590,911
	設立法人の負担額等見込額		0	0	0
		土地開発公社	0	0	0
		第３セクター等	0	0	0
	連結実質赤字額		0	0	0
	組合等連結実質赤字額		0	0	0
②	充当可能財源等		16,724,961	15,994,905	15,081,427
	充当可能基金		4,607,771	3,666,501	2,483,438
	充当可能特定歳入		1,273,564	1,359,492	1,471,996
	基準財政需要額算入見込額		10,843,626	10,968,912	11,125,993
③	標準財政規模		7,095,195	7,370,752	7,100,201
④	算入公債費等の額		919,577	962,335	977,709
将来負担比率			43.1	58.0	79.8
早期健全化基準			350.0	350.0	350.0

※将来負担比率算式

$$\frac{\text{①将来負担額 19,389,468 千円} - \text{②充当可能財源等 16,724,961 千円}}{\text{③標準財政規模 7,095,195 千円} - \text{④算入公債費等の額（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額） 919,577 千円}} \times 100 = 43.1\%$$

健全化判断比率等対象会計等
健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等

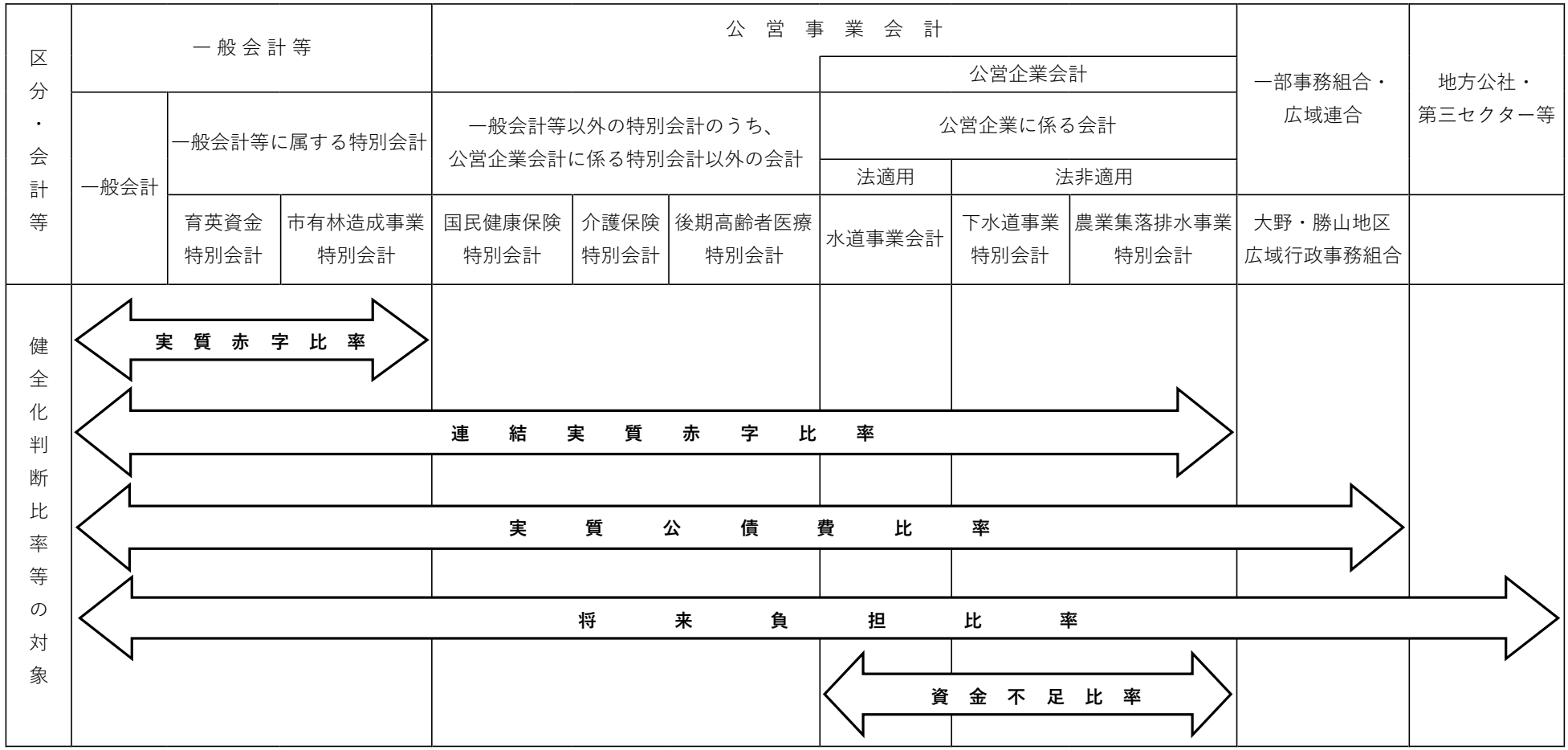

令和４年度　勝山市水道事業会計経営健全化審査意見書

１　審査の概要

（１）審査の対象　令和４年度勝山市水道事業会計
（２）審査の期間　令和５年７月６日から令和５年８月21日まで
（３）審査の手続
　この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

（１）総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和４年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	（%） —	（%） 20.0	

※資金不足が生じない場合「－」で表示される。

（２）個別意見

令和４年度決算において資金剰余額が815,081千円となり、資金不足は生じていない。また、資金不足比率は、△246.1%となり、経営健全化基準の20%を大きく下回り良好な状態であると認められる。

水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率（流動資産／流動負債＝893,538千円／248,712千円）は359.3%となっている。流動比率は200%以上であることが望ましいとされており、良好な状態である。

今後とも水道事業運営に際しては効率的な運営を図り、経営健全化に努められたい。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎水道事業会計資金不足比率算定概要（法適用企業）

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。資金不足は生じていないが、決められた資金不足算定方法で数値を求めると、当年度は流動資産から流動負債を差し引いた剰余額が前年度より減少しているが、事業規模は増加したため、比率は前年度比 13 ポイント低下した。

（単位：千円、％）

項　目	決　算　額		
	令和４年度	令和３年度	令和２年度
資金の不足額(①－②)－(③－④)　(A)	△815,081	△829,984	△835,775
流動負債　①	248,712	242,099	223,101
控除企業債等　②	170,255	181,157	175,468
流動資産　③	893,538	890,926	883,408
控除額等　④	0	0	0
事業規模（⑤－⑥）　(B)	331,259	320,357	323,095
営業収益の額　⑤	331,259	320,357	323,095
受託工事収益の額　⑥	0	0	0
(A／B×100)	△246.1	△259.1	△258.7
資金不足比率	－	－	－
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※資金不足算定式（法適用）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額（A）0（△815,081）}}{\text{事業規模（B）331,259}} \times 100 = \underline{0\ (△246.1)}$$

(A) 資金の不足額

（ ①流動負債 248,712 － ②控除企業債等 170,255 ）－（ ③流動資産 893,538 － ④控除額等 0 ）＝ △815,081

(B) 事業規模

（ ⑤営業収益の額 331,259 ）－ ⑥受託工事収益の額 0 ）＝ 331,259

令和４年度　勝山市下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

１　審査の概要

（１）審査の対象　令和４年度勝山市下水道事業特別会計

（２）審査の期間　令和５年７月６日から令和５年８月21日まで

（３）審査の手続

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査結果

（１）総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和４年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	（%） —	（%） 20.0	

※資金不足が生じない場合「－」で表示される。

（２）個別意見

資金不足は生じていない。経営健全化基準から見ても良好な状態である。しかし、一般会計からの繰入により収支の均衡が図られているため、今後とも事業運営には留意し、経営健全化に努められたい。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎ 下水道事業特別会計資金不足算定概要（法非適用企業）

（単位：千円、％）

項　目	決　算　額		
	令和４年度	令和３年度	令和２年度
資金の不足額　（①+②）－（③-④+⑤）（A）	0	0	0
歳出額　①	1,068,728	867,142	1,074,187
算入地方債現在高　②	0	0	0
歳入額　③	1,087,940	867,235	1,074,190
翌年度に繰越すべき財源繰越明許費等　④	113,047	233,850	27,206
未収入特定財源　⑤	93,835	233,757	27,203
事業規模　（⑥－⑦）　（B）	357,025	362,662	356,535
営業収益相当額　⑥	357,025	362,662	356,535
受託工事収益相当額⑦	0	0	0
（A／B×100）	－	－	－
資金不足比率	－	－	－
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※資金不足算定式（法非適用）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\boxed{\text{資金不足額 } 0}}{\boxed{\text{事業規模 } 357,025}} \times 100 = \underline{0\ (-)}$$

（A）資金の不足額

（歳出額①1,068,728 ＋ 算入地方債現在高② 0 ）－（ 歳入額③1,087,940 － 繰越明許費④113,047 ＋ 未収入特定財源⑤93,835 ）＝ 0

（B）事業規模

（営業収益相当⑥ 357,025 ）－ 受託工事収益相当額⑦ 0 ）＝ 357,025

令和４年度　勝山市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

１　審査の概要

（１）審査の対象　令和４年度勝山市農業集落排水事業特別会計
（２）審査の期間　令和５年７月６日から令和５年８月21日まで
（３）審査の手続
　この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査結果

（１）総合意見

　審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和４年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	（%） —	（%） 20.0	

(注)資金不足が生じない場合「－」で表示される。

（２）個別意見

　資金不足は生じていない。経営健全化基準から見ても良好な状態である。しかし、一般会計からの繰入により収支の均衡が図られているため、今後とも事業運営には留意し、経営健全化に努められたい。

（３）是正改善を要する事項

　特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎ 農業集落排水事業特別会計資金不足算定概要（法非適用企業）

（単位：千円、％）

項　目	決　算　額		
	令和４年度	令和３年度	令和２年度
資金の不足額（①+②）－（③-④+⑤）　(A)	0	0	0
歳出額　①	180,709	176,758	182,078
算入地方債現在高　②	0	0	0
歳入額　③	180,709	176,758	182,078
翌年度に繰越すべき財源繰越明許費等　④	800	0	0
未収入特定財源　⑤	800	0	0
事業規模　（⑥－⑦）　(B)	38,499	37,772	36,272
営業収益相当額　⑥	38,499	37,772	36,272
受託工事収益相当額⑦	0	0	0
(A／B×100)	－	－	－
資金不足比率	－	－	－
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※資金不足算定式（法非適用）

資金不足比率＝ 資金不足額 0 ／ 事業規模 38,499 ×100 ＝ 0（－）

（A）資金の不足額

（ 歳出額① 180,709 ＋ 算入地方債現在高②0 ）－（ 歳入額③ 180,709 － 繰越明許額等④ 800 ＋ 未収入特定財源⑤ 800 ）＝0

（B）事業規模

（ 営業収益相当額⑥ 38,499 ）－ 受託工事収益相当額⑦ 0 ）＝ 38,499